

第4回委員会 会議要旨

日時：平成28年10月31日（月）13:00～17:00

場所：オリエンホテル高知 2階 花鳥の間

1 第3回委員会での指摘事項と対応

事務局 : 説明

(質疑無し)

2 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測について

事務局 : 説明

委員 : 「最大ケース」の場合に重要になるのは廃石膏ボードの排出量です。9ページに廃石膏ボードの排出量が着工建築物床面積とどういう関係にあるかということを示しています。ここでは石膏ボードの生産量との関係を見ているということで、着工建築物床面積が増えると、石膏ボード生産量も増えていく相関があると見えています。その下、10ページは、全国と高知県の対比をしています。全国の着工建築物床面積が増えると高知県の着工建築物床面積も増えるという関係、左は建設、右は解体ということで、全国の解体と高知県の解体にも相関が見られるということで、9ページの全国の石膏ボードの生産と床面積の相関は高知県にも適用できるという結論になっています。

その関係を用いて、石膏ボードの増加を計算したものが12ページです。そのとき空き家率を考慮した、これは空き家のまま家を置いておくと家の解体がなされないので、廃石膏ボードも出てこないということになります。空き家率が多くなると、そのまま置いてある建物が増えて除去建築物床面積と廃石膏ボードの相関関係がなくなってくるのではないかということがございます。ここでは、空き家率を考慮した場合と、考慮しない場合の両方を計算して比較しています。それが12ページの表です。空き家率を考慮しない場合はそのまま放置された家はないという想定でしたか。もう一度説明してください。

事務局 空き家率を考慮しない場合は、すべて解体に回って廃石膏ボードが出てくるということで、空き家率を考慮する場合は、空き家率10.6%を用いています。これについては、お手元の資料2の7ページの表がございます。総

務省の出している平成 25 年 10 月住宅・土地統計調査結果を基にしています。高知県をご覧いただくと全体の戸数が 39 万 2,400 戸あるなかで、空き家の総数が 5 万 9,800 戸ありまして、そのなかから二次的住宅と賃貸用住宅と売却用住宅を除いたその他の住宅 4 万 1,400 戸を空き家とみなして、その割合を計算しています。別荘や本拠地の家があるなかで、週に何回か利用するような家を二次的住宅と呼んでおりまして、そうしたものを引いた数で空き家率を計算しています。それを考慮した場合にどれだけ廃石膏ボードに影響するかを出した計算です。

委員 : 建物除去率から求めた面積プラス、空き家の面積ということでよろしいでしょうか。

事務局 : 空き家の割合を計算しています。

委員 : 12 ページの表の①のところ、空き家を考慮しない場合と、考慮した場合と、両方計算の結果がありまして、空き家を考慮すると廃石膏ボードの排出量が減るということになります。数値的に。廃石膏ボードの増加量では、空き家を考慮しない場合は平成 32 年に 934 t、空き家を考慮した場合は 503 t ということで、空き家率を考慮した場合のほうが廃石膏ボードの増加量は減る。見込量が減ったということによりまして廃石膏ボードの排出量の増加量も同じような関係になるということです。今回は空き家率を考慮しない、よりたくさん増加する方向で検討したということです。それで「最大ケース」を集計すると 13 ページのようになりました。図にすると 14 ページのようになりまして「基本ケース」から少し角度が高い直線になりまして、平成 35 年 2 月から平成 34 年 9 月まで早まるということになります。これについて、よろしいでしょうか。

委員代理 : 空き家率は空き家対策ガイドラインで対象になる空き家が 10.6% という意味ですか。

事務局 : 空き家対策ガイドラインは平成 28 年度に策定される予定のガイドラインで、これというわけではございません。あくまでも、資料 2 の 7 ページの出典に基づいて空き家率を計算しています。

委員代理 : 空き家対策を実施すれば空き家率はもっと低減すると考えていいですか。

事務局 : はい。空き家対策ガイドラインによりまして、もっと解体される家が増えてくるかもしれないということがありますので、安全側に立って最大ケースとして試算をするべきであると考えた「最大ケース」です。

委員代理 : 空き家対策ガイドラインの空き家対策は、危険家屋なので解体するインセンティブが働くという意味ですか。だから増えるという、空き家率を考慮しなかったら増えるということですか。

事務局 : おっしゃるように老朽の住宅の除去も、そういった対策のなかで進めて

いくということで、そういったことで増えてくるであろうということが見込まれます。

委員代理 : 空き家率を考慮しないということは、10.6%の空き家は全部解体に回るとい、そういう極端な数字と理解してよろしいですか。

事務局 : その率をどのように見るか、なかなか難しいところですので、空き家対策が一定、進むようになるということと、南海トラフ地震対策により、住宅なども耐震化が進み、そこからも廃石膏ボードが出るのではないかと。また部分耐震もありますし思い切って建て替えることもあると思いますので、空き家率をどう見るかを考えるよりは、そういったことも考慮して最大としていけば空き家率は考慮しなくていいのではないかとということで提案させていただいています。

委員代理 : 考え方には一つの理屈はあると思いますが、ここで出している数字は、けっこう大きな数字です。しっかりした説明責任を今後、求められると思いますので、ここはもうちょっと合理的な数字を出したほうが、最大幅なのかどうなのか、議論が分かれると思います。数字がけっこう大きいので、きちんとそこは理屈を詰められたらよろしいのではないかと思います

委員 : 具体的に、どういう情報が使えそうですか。10.6%をゼロにするのが大きすぎるといことであれば現実的な値として、空き家対策ガイドラインによって、どれくらい空き家の解体が進むかは、出ていませんか。

事務局 : 今年度策定予定の空き家対策ガイドラインは、まだできていない状況で、これから策定するといところ、そのなかにどのような内容が盛り込まれてくるか、今の段階で私どもも承知できていない部分がございます。

委員 : 今ご意見をいただいたので、ここは最終的には修正できるかたちにしておいていただけますか。今年度中に出るのであれば、だいたい最終的に何パーセントぐらいになるといところを聞いていただいて、その数値に入れ換えることもできますか。

事務局 : マスタープランの検討は、11月中旬が最終の委員会になりますので、それまでに空き家対策ガイドラインの全貌がどうなるか私どももわかりません。もしこれを年度内に反映するといことであれば、この場ではできないといことになります。

委員 : 数字的には出せないといことですが、見た目で見ると14ページの図の点線と赤線と間にくる。例えば半分にしたら間にくるかたち、ちょうど中央にくるわけで、そういう範囲のぶれがあるといことも踏まえて、議論していただく必要があるかと思います。空き家率は10.6%をゼロにして計算を進めたといことを皆さんご記憶ください。

事務局 : そうしますと空き家率の考え方ですが、結論が最終報告までにどうなる

かわからない状況のなかで、今説明しましたように「最大ケース」として採用している平成 34 年 9 月が、多少「基本ケース」に近づくという、そういった表現にとどまるかもしれませんが、そういった文言を加えてということではよろしいでしょうか。

委員 : はい。委員代理、そのようにさせていただきます。

委員代理 : はい、わかりました。

委員 : 時間的に間に合わないようです。他にございますか。

委員 : 産業振興計画の将来予測ですが、ずいぶんご苦労されてやられたと思います。手続きをざっと見ましたが、だいたい良いのではないかと思います。数値を確認させていただきたいところがあります。資料 2、A 3 の表の 2-1、飲食店・宿泊業と書いている 1,410 億円の数字ですが、これは観光総消費額が入っていて、観光はいろんなところでお金が使われるので、もっとも多い飲食店・宿泊業に入れているという但し書きがされていますが、これは平成 37 年度において 470 万人の県外からの観光客が目標で、これが達成されたときの観光総消費額をそのまま入れているというかたちですか。それとも、観光総消費額のなかの、どういうものに使われるか簡単な内訳がありますか。その飲食店・宿泊業にあたる部分が入っているのかというところがまず一点、ご質問させていただきたいところです。

産業振興計画の目標値が平成 37 年までなので、平成 42 年までをどうするかは頭の痛い問題だと思います。現在のところは、同様のトレンドで推移するという仮定をされていると思いますが、産業振興計画との整合性で平成 37 年まではいいとしても、その先も、同じように成長していくという設定が、整合性があるかどうか、ここではそう予測しているけれども、そもそも産業振興計画では全然考えられていないことですので、そういう設定でいいのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

委員 : ありがとうございます。将来の計画どおり、増えていくかどうかというところですね。無限大に増えるわけではないので、どこかで頭打ちがくるのだと思いますが、そこまでは計画ではうたっていないということで、その延長の部分を、どのようにしたか、そこがどうか確認しておきたいという質問です。

事務局 : 飲食店・宿泊業の関係ですが、平成 26 年度の実際の県外観光客総消費額ということで、1,075 億円という実際の数字がございましたので、この数字を基に平成 32 年度、平成 37 年度、どれだけ伸びていくかというところの推計に基づいて出した金額がこちらです。

委員 : 1,410 億円が観光客の消費した総額であるならば、実は、それが飲食店や宿泊業に回る率としては、そんなに高くなくて、たぶん半分ぐらいだと

思います。土産や交通費に使って落ちていきますから、そうすると総額であれば、ちょっと多すぎる、入れるところが多すぎるかなと。むしろ内訳がわかるのであれば上の農業や漁業に回したほうがいいのではないかという気もします。総額そのままだと、ちょっとゴミとは関係ないところの消費も含まれているのではないかと思います。

事務局 : 県外観光客 1 人あたりの消費額を見ると一番多いのが交通費、宿泊費、それに続いて飲食費といった割合ですので、委員がおっしゃるように交通費が約 3 分の 1 強ぐらいです。

委員 : それを省いていただくということで、おみやげは。

事務局 : 県外観光客 1 人あたりの消費額の平成 26 年度実績を見ると、1 人あたり 2 万 6,796 円でして、そのうちおみやげが平均消費額 5,200 円あまりです。一番多かった交通費が 7,400 円弱、宿泊で 7,000 円強といった割合です。

委員 : 交通費からは基本的にゴミは発生しないで済むかと思います。飲食店、お土産の割合がそこに全然載っていないのでわかりませんが、たぶん、3 割強ぐらいは農作物や魚介、加工品などにおそらく回っているだろうと、本県の場合は、製造業、農業、漁業のところ、プラスが出るかという印象があります。

事務局 : おっしゃいますように、現在の産業振興計画は平成 37 年度までが計画期間でして、その先平成 42 年度までは、同様の傾向で推移するものという仮定で設定しています。その仮定の考え方がどうなのかというご質問の趣旨であったかと思います。これについては、産業振興計画の策定部局と、確認して、私どものほうでこの推計をするときに、このまま伸びていくであろうという考え方で伸ばしたものです。

委員 : そこはすり合わせなくて大丈夫か、それとも歩調を合わせたほうがいいのかというところが、判断がなかなかできなくて、それはいかがでしょうか。

事務局 : そこはあらためて関係部局とすり合わせをさせていただければと思います。ただ、見ているなかでは、「最大ケース」から飛び出ているのが平成 42 年度ですので、伸び率を同じように伸ばしたからそうなっているということでしょうから、現行計画の範囲では「基本ケース」の範囲にとどまっているので、平成 42 年度についても「基本ケース」を押さえおけば大丈夫という気はしていますが、そこは関連部局と調整してあらためて次回、ご説明させていただきます。

委員 : わかりました。

委員 : 20 ページ、今のエコサイクルセンターを保管施設として使って、そこか

ら別のところに持って行って、リサイクルしてもらえないかということ。これはわれわれが見学したときも、施設のなかにフレコンバックで置いてありました。あのように置かれているということは、ある意味、そこに保管しているように見えてしまいます。少し時間をおいて、また他のところに持って行って、これをリサイクルしてくださいと持っていくと、ちょうど処分場の建物のなかが保管倉庫として使えるのではないかと、いったんそこへ置いておいて、そこからリサイクルに回してはどうかという案がありまして、それについて調べてもらったわけですが、一つは事業者ごと及び廃棄物の種類ごとに管理し、廃棄物を混合することは不可となっております、定められた期間内に排出する必要がある、いつまでも保管できないと。混合することが不可と書いてありますが、実際に混合せずきれいに分けて置いてありますよね。そういうなかで、混合するわけでもないのに、それをまた外に持ち出してリサイクルすることは可能な気がします、法的にいったん最終処分場で受けた廃棄物を、そこからまた持ち出してリサイクルするのが現在の廃棄物処理法では認められていないということで、よろしいでしょうか。

事務局 : 補足して説明しますと、技術的な制約というところかというと、廃棄物が入ってくる荷姿にもよると思いますが、フレコンバックに入ってくるものばかりでしたら、ほかの廃棄物と混ざり合うことはないですが、場合によってはバラの状態が入ってくる場合もありますので、完全に混合しない保管のしかたができるかどうかの一つ、考えた点です。

それと法的な制約のなかで、いつまでも保管できないということを理由にしておりますが、法律で言いますと、産業廃棄物はマニフェストといいまして、管理票を発行して処理を進めていくわけですが、そのマニフェストが発行されてから最終的に処分されましたという結果を排出された廃棄物業者に報告しなければいけないのですが、その間に 180 日間という規定がありまして、180 日間の間ですべて完了して、報告しなければいけないという規定がございます。約 6 カ月の間にすべて完了できるかということもございまして、これも法的制約のなかで難しいのではないかと整理させていただきました

委員 : マニフェストという制度がございまして、これは排出された産業廃棄物が途中、正しく運搬されて、リサイクルなり、最終処分がきちんとされたことを確認するための管理票でして、もともと不法投棄とか、そういうことを防止するために作られたものですので、あまり長いこと、最終的な処分、あるいはリサイクルまでの間に時間がかかると、その間、不法に管理されているのではないかという疑いがかかります。そこで 180 日間でき

ちんと最終的に処分するところまでいきなさいということなのですが、保管場所として長期に使うのは難しいということですね。法的な制約がございます。技術的な制約はフレコンバックで持ってこられるものは保管できますが、そうではなくてダンプに載せてきて、それを埋め立てる場合は、混ざりますので、それをリサイクルに回すのは難しいということです。これについて、質問はございますか。

委員 : さまざまな観点から検討して、消去法みたいなかたちで進められていて、とても納得できるのですが、次に新たな最終処分場をつくる場合のヒントになるのではないかとということも入っていると思います。新たな保管に関する許可について、前段はいつまでも保管できないからと、後段は、許可をもらえれば保管施設としてできるということですか。今すでに廃棄物が搬入されているためできないけれども、新たに作る場合は、許可を取って、やればできるということが読み取れるのでしょうか。

というのは、保管施設案が出たときは、現在、セメント工場のヒアリングが終わっているので可能かわかりませんが、前は量が足りないということから、保管して一度に出せばいいということから、保管施設案が出てきたかと思うのですが、今度もし、この調査を生かすとすれば、新たに保管に関する許可を取れば保管施設としては可能であるかどうかを伺いたいと思います。

事務局 : 新たな保管の許可ですが、産業廃棄物を収集運搬するときの積み替え保管場所の許可を取ることでして、それについては、一定の要件を満たせば許可も取得はできるわけですが、現状ではこういった施設の状況から見て、今のエコサイクルセンターの状況から見ると、そういった許可は難しいということがございまして、今、委員がおっしゃっているのは、次の第二の施設に向けてのことだと思いますので、それについては次の施設を考えたうえでは、そうしたリサイクルに回すための保管も一定考慮はできると思います。ただ、今の施設では難しいです。

委員 : 細かい話ですが、中間貯蔵施設と埋め立て処分施設が一緒になるわけには、いかないですね。例えば、持って行かなければもう貯留、処分したことになるとか、そういうのはあるのですか。今の状況でそのまま貯留施設にも使うということであれば、リサイクルとして引き取ってくれるものについては、どんどん出していくけど、引き取ってくれないものは、そこに永久的に処分するということになりまして、中間貯留というか、それと処分場が一緒になったような施設は管理ができないから難しいですよ。だから、それはまた考えなければいけないということになるのでしょうか。

事務局 : 産業廃棄物を排出、処理するにあたりましては、排出事業者があらかじめ

め収集運搬はどこの業者にやってもらうとか、処理はどこの業者にやってもらうとか、最終処分はどこの業者にやってもらうと契約をしてやっていただく必要がありますので、処理ができなければ、ここでそのままにするとか、なかなかそういうのは適正処理からいうと難しいと思います。

- 委員 : 最終処分場でありながら、保管施設の許可を得ることは不可能ですか。
- 事務局 : あらかじめこの廃棄物は行き先がここですと決まっていれば、その最終処分場を一時的な積み替え保管場所ということで、位置付けることは可能だと思いますが、排出する時点で、どういう処理をして、どういうふうに最終的に再生するか、最終処分するかは、決めておく必要があるということです。
- 委員 : そういう意味では、なかなかリサイクル先が決まらないものについては、いったん貯留しておくのは難しいということになりますね。
- 委員 : 逆にいえば、セメント工場へ行くためにためておいて、一定になったら排出するということは可能であると。
- 事務局 : そうです。
- 委員 : 次の 21 ページは、処分場の容積を物理的に広げようということで、埋立て済みの廃棄物に圧力をかけて、固めるわけです。そして空間をつくりましょうということですが、クレーンが入らないということで、この案も却下となっています。ここで技術的にご意見はございますか。物理的にクレーンが入らないのと、増設をするときに場所が必要だとか、上に嵩上げをしようとしても、なかなか限界があると。嵩上げしても、そこにできる新しい空間の容積に限界があるということです。ということでございまして、そこに何かご質問はございますか。
- 委員 : シンプルに、四方の壁を上には伸ばせばと単純に考えましたが、いろいろ制約がありますので。
- 委員 : ありがとうございます。容量を増やすことも難しいだろうということで、いろんな案を出していただきましたが、土木工事をしてというのは難しいということです。27～28 ページですが、産業廃棄物税によってゴミの量が減るかどうかということです。一般的に税が増えるなら、埋め立てする量を減らそうという意見が出てくるのですが、アンケート調査によると税が上がっても、ここしか持っていくところがないという意見もありました。効果としては廃棄物排出量を経済的インセンティブにより抑制できる可能性、税を集めて財源確保に使えるというメリットがあります。

課題は導入時に産業廃棄物関係者団体に理解を求めめるために説明をしなければいけない、そのために時間を要する。排出事業者または処分業者に新たに負担を強いることになるので、その経済的な影響が発生しますとい

うことです。産業廃棄物税のシミュレーションを 29 ページでしています。高知県における税込見込額が 4,000 万円となります。税金の見込みは全国的に見ると小さいということでした。そういうことで、可能は可能だということですが、条例を定めたり、そのためのいろいろな整備をしたりするのに、いろいろと法的な条件があるかもしれない。

時間的には、かなり厳しく効果については三角となっていますが、はっきりとは分からないということです。プラスに出るのか、マイナスに出るか、分からないので、産業廃棄物税をかけたことでゴミがどれだけ減るか、その推計をするのは危険ではないかと思われます。そこで引き続き検討となっています。ここで唯一できる廃石膏ボードを県外に持ち出すことを仮定で計算してみると、このようになったと。なぜ廃石膏ボードかという、廃石膏ボードの量が多いからですね。そこだけを取りだして仮にリサイクルできたとしたら、こうなりますよというのが 31 ページです。それを「最小ケース」としています。

廃石膏ボードの量が多いということで、それがリサイクルできると、最終処分量がだいぶ減ります。32 ページのように「最小ケース」はだいぶ右のほうにずれることとなります。ということで、これまでの議論を全部まとめたものが 33 ページで「基本ケース」に対して「最大ケース」「最小ケース」とこれぐらいのずれがあります。ただ「最小ケース」は、遠くまで持っていくので、そのコストについてどのくらいかかるか分からないということです。そこまで、よろしいでしょうか。

委員 : 26 ページの下にあります。跡地が平坦にならないため、跡地利用が困難になると書いてありますが、中身とは別に、跡地利用は埋立てが終わった後、何かできるのか、お聞かせください。

事務局 : エコサイクルセンターの埋め立てが終わった跡地を具体的にどのように活用するかは、今の段階では決まっていません。一般的には最終処分場であった場所は、遮水シートを傷つけてもいけませんので、上に大きな建物を建てることはなくて、広場、グラウンド、公園というかたちでの利用が比較的多いと思います。

委員 : 屋根はない？

委員 : 埋立処分場に屋根がついていますが、将来的に屋根は取り除くこととして、廃止のための費用のなかには撤去費用を盛り込んでいます。

委員 : エコサイクルセンターも盛り込んでありますか。

事務局 : はい。屋根は、廃止の段階で取り除くということで考えています。

委員 : ありがとうございます。34 ページ、これは長期将来予測ということで、先ほどは平成 36 年度までの予測でしたが、それをもっと延ばして平成 47

年度まで予測しています。これはそのまま延長してということで「最大ケース」「基本ケース」「最小ケース」の名前を変えて、同じような考え方で延ばしたということです。

そして 35 ページのようになりましたということで、最終処分量はどんどん増えていくのですが、平成 34 年度から比べると、37 年度、42 年度、47 年度まで計算されています。これは年あたりでよろしいですか。1 万 1,000t/年でいたい終息するということですね。ケース 1 はどんどん伸びていって、あるところで一定になるという計算になっています。

委員代理 : 19 ページから 20 ページにかけて、搬入物のリサイクルの方向性を資料として書いて「最小ケース」としていますが、廃石膏ボード、空き家率の話から最大幅の数字を見て、なかなかそれを修正するのは時間的な制約で難しい部分があるというお話でしたが、時間的な制約があっても、しっかりした数字は出すべきだと私は思います。ここで廃石膏ボードのリサイクルについては、県外で処理可能とはっきりうたっていますので、このマルバツのなかで、コスト増が一つの制約材料ということで、実現は困難としていますが、それでいくと、延命化策としていわゆる排出抑制面の重要な柱であるリサイクルの部分がまったく反映されていないとなっています。コスト増で廃石膏ボードが無理だという話であれば、それは公共関与の施設規模にそのまま跳ね返ってくると捉えられますので、そういう議論で単純にいいのかどうかというところは、危惧するところです。

そういったリサイクルということ、一つの可能性として「最小ケース」ということで、リサイクルの可能性も、資料のなかでは排除していませんが、リサイクルできる部分があれば県外であって、一定のコストがかかるにしても、そこは排出抑制という意味合いで有効なのかどうか、きちんと議論して評価すべき部分だと思います。それをそのまま公共関与の新たな施設整備に反映させるのは、安易じゃないかと考えます。それから、延命化策として大きなポイントとしては、24 ページに、2 つの方式、増設工法と嵩上げ工法が出ていますが、嵩上げ工法については、一定できない部分はどちらかというところではないかだと思います。屋根がありますので重機の浸入などで制約があると書いていますが、もう少し工夫して嵩上げ工法はある程度実現の方向性で施設自体の延命化を一定でも実現できる方向をもう少し考えた方がいいではないかだと思います。全部できないということで、いきなり議論をやめるのは安直ではないかという感じがします。

委員 : ありがとうございます。ケース 3 は廃石膏ボードのリサイクルですが、今のご意見は、仮に実現できた場合とわざわざ注釈するところが、問題だという話ですね。リサイクルを考えたらこれが唯一の方法だから、これを

一つの有効な方法としてまとめた方がいいということですね。

委員代理 : それをきちんと整理しておかなければ、そのまま新たな施設整備の規模に跳ね返ってくる話で、公共関与であれば、その負担は結局、公共にかかってくると考えられますので、どこが負担するかという話になると思います。それでしたら、できるだけ減らす方法をきちんとしっかりと押さえた方がいいと思います。

委員 : ありがとうございます。

委員 : 先ほどは新しい施設を作るためのヒントになると言いましたが、ここで議論したことは延命化策としてエコサイクルセンターでできることであれば、もちろん努力すべきということなので、委員代理がおっしゃったようにエコサイクルセンターの議論を踏まえて、できるだけ延命化の努力はすべきだと思います。この資料は、次の施設にも生かしていただきたい、そんな思いで拝見しています。

委員 : ありがとうございます。あとで今後の廃棄物最終処分場の施設の検討がございますので、そこでご意見をいただけたらと思います。

委員 : 今、委員代理がおっしゃっていましたが、廃石膏ボードのリサイクルでコスト増になりますという、そのコスト増、ほとんど従前から否定的なことがずっと並んできていますが、コスト増であっても、リサイクルできますよ、県外へ持っていけば、金額的なたたき台も必要になると思います。各事業者が自分で考えて、県外へ持っていかなければいけないものは持って行ってくださいということでは駄目だと思いますので、そこら辺も、もっと前向きな私たちのものを出していただければ、一つの目安として、分かるような気がします。一つ一つ、延命化はどうしてもやっていかなければいけないことですので、できることは前向きに、こういったことはできるのかな、ああいったことができるかなというような前向きな検討も、資料も出していただきたいと思います。

委員 : 気になっているのはコスト増と書いていても、いったいコストがいくらなのかという比較がこの資料に出ていませんので、嵩上げ工法、一時的に屋根を外して工事するようなことを仮にして、クレーンを入れて工事して、また屋根を戻すとか、極端に言えば、なんかできるのではないかという、工夫すればできるのではないかというご意見でしたので、そういうふうによって、どれくらいのスペースが確保できるか、これだと絵で描いてあるだけで、どれくらいスペースが、実際に増やすことができるか、少し簡単な試算をしていただいて、出していただく必要があるかなど。廃石膏ボードについても、具体的に県外のどこでやって、そこに持っていくとしたらどれくらい費用が掛かるか、数字として出しておく必要があるの

ではないかというご意見をいただきました。次回までに資料を積み上げて
いただきたい。

事務局 : 嵩上げですが、エコサイクルセンターの受入量を増やすことになるわけ
ですので、現在のところには 11 万 5,000 m³ということで、日高村に設置
させていただいておりますので、その量を増やすとなれば地元の方にもご
説明をしなければいけないと思っています。そういった手続きを踏んだう
えで、検討するということになるのかなど。そこを置いておいて、取りあ
えず机上でもいいから計算してくださいと言われても、そこは地元の方の
心情も考える必要があるのではなからうかと思えます。

現実性がどうかということもありますので、現実、施設の機能からチ
ェックしなければいけないことになりますので、そこに膨大な時間をかけ
てやる、地元の方にもしっかり説明しなければいけない、そういったこと
ができるかなと今思っています。一番は地元の方への説明、机上のことで
すのでということでは済まないのではないかと思います。

委員 : 今委員の方がおっしゃっているのは、現実を、これしかないのですとい
う話ではなくて、周りの人たち、市民の人を含めて納得するためには、こ
の時点で駄目だから、もうはなから駄目ですというのではなくて、コスト
はどう、空間的なスペースの節約はこうと、そういうものを出したうえで、
かつ、法的制約が非常に厳しいから交渉が非常に厳しいということであれ
ば納得されるのですが、数字が上のほうで引っかかって、あと、これは駄
目ですという話では、なかなか納得が得られないと思えます。

事務局 : 私が申しあげたのは、現行施設を嵩上げしてという、これまでに地元
の方とお約束していない話を出すことについては慎重にすべきということ
をお話しさせていただきました。そのほかのことは、おっしゃることはわか
りますので、そのような努力もしていかなければいけないかなと思えます。

事務局 : 廃石膏ボードを県外でリサイクルする費用ですが、3 回目の委員会でも
そういった話がございまして、廃石膏ボードの処理費用がトンあたり 1 万
5,000 円で、高知市内から九州までの距離を陸送、途中で船もということ
ですので、陸送でだいたい 1 万円程度かかるのではないかと、それプラス、
船の運賃がかかるのではないかとということでご説明させていただいていま
す。

委員 : それがあれば計算は簡単にできますよね。

委員 : 仮に近隣の県の管理型処分場に処分させていただきますと、要請した場
合には、どのくらい処分できるのか、また、そういう方法は県が窓口になっ
てリードしていただけるか、その部分はお考えですか。

事務局 : どの県がどうということ、個別の話はないのですが、今まで高知県

からですと、エコサイクルセンターができるまでに一番多く利用されていたのは徳島県の最終処分場でした。基本的に徳島県も県外からの産業廃棄物を受け入れることに規制がございまして、事前協議が必要となっています。どうしても高知県で処分することができないという理由があれば、協議に応じていただけるかと思いますが、エコサイクルセンターは埋立容量が少なくなっている状況であるとはいえ、まだ徳島県にご相談をしたことはございません。

委員 : そこまで至っていないという、まだ5年間という部分があるのでということですね。

委員 : 29 ページの産業廃棄物税ですが、今回の結論としては延命化策としては実施困難ということですが、他に導入している県もあるそうです。高知県としてはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局 : エコサイクルセンターを延命化させる意味での実施にどれだけ効果があるか分かりませんが、リサイクルの推進という目的で導入している県があります。今現在 46 都道府県のうちで、産業廃棄物税を導入しているのは 27 県ありますので、こうしたリサイクル推進に向けて、どれだけ効果があるのかは、引き続き検討していきたいと考えています。

委員 : 意識として全然違うと思うのですね。リサイクルを進めていくうえには、お考えいただきたいと思います。

委員 : ありがとうございます。あくまでこれは、この将来予測のなかに使うかどうか、使うとなれば、この税を掛けたときにみんながどういう意識を持って、どれだけ減らすか、数字を入れなければいけませんよね。それが非常にぶれるだろうと。予測がつかないとき、それによって、誤差が大きく出たとき、かえってよくないのではないかという話です。3つのケースがありまして「基本ケース」「最大ケース」「最小ケース」はリサイクルを想定したもので、委員の方のご意見としては、リサイクルということを、委員会の中かではずっと言ってきていまして、リサイクルを前提としたケースは、しっかりと考えなければいけないということでもございました。

だいたいよろしいでしょうか。計算を変えなさいという点について、一つだけ、施設の検討、延命化策のところ、リサイクルとしてセメント工場に引き取ってもらうのは難しいと言われたので、これは仕方がないとして、廃石膏ボードは引き続き、結果についてはわれわれとしては意識しておくということでもございます。

産業廃棄物税をうまく使いながらという話がありましたので、委員からのお考えをお聞かせください。

委員 : 森林環境税を創設するときも相当県庁職員の方はご苦労されて何年もか

けて大変な思いをされたことは傍目で見ても、承知したうえでの勝手な発言ですがお許しをいただいて、産業廃棄物税が4,000万円しか集まらなかったとしても、それを今、廃石膏ボードを九州へ運ぶのに合計2万5,000円ぐらいトンあたりで掛かるという話でした。4,000万円程度集まるなら、2,000トン未満弱ぐらいを運びだせるということになりますので、大きな延命化策になるのではないかと、次期施設の、そういうお考えができないものかと思ひまして、税金で集めたお金の使い方が許されるのかわかりませんが、そんなこともご検討いただけたらと思ひました。

委員：ありがとうございます。本日は産業廃棄物税の話をする会議ではございませんので、また産業廃棄物税を検討するときの話のなかに、そういう得られた税収をどう使うかまで含めて産業廃棄物税を議論していただきたいということです。どうもありがとうございました。それでは、次に新たな産業廃棄物処分場について事務局からご説明をお願いします。

3 管理型産業廃棄物最終処分場の施設規模について

事務局：説明

委員：ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご意見ご質問があればお願いします。アンケートに基づいて、併設施設の話から始まっています。併設施設については、5つのケースを紹介していただきました。結論からいえば、民間の事業者を圧迫しないようにしなければいけない、電気や重油のエネルギーの大量な使用は避けたいとすると、管理型最終処分場のみの建設という結論を事務局が提案されたということですが、いかがでしょうか。焼却施設や前処理施設は、民間の事業者を圧迫しないことと、これはもつともな理由があると思ひます。

灰溶融施設について、リサイクルの観点からは灰をすべてリサイクルに回すということですから減量化効果は非常に大きいですが、今の時代の流れとしては、これまであった溶融炉を止めてしまつて、その分、セメント工場に持っていったり、一般廃棄物でもそういう傾向が見られるので、たくさんエネルギーを使って溶かすことは、今は主流ではなくなつていくということになります。

委員代理：灰溶融施設はすごい電力を使いますので、高知市の清掃工場にも灰溶融施設を入れていましたが、初期投資の金額もかなり高額でしたし、かなりの電力を使うのでランニングコストにも跳ね返ってきます。スラグというガラス状の物になってきますが、スラグの利活用についても明確な答えが生み出せませんでしたので、今となつてみれば、灰溶融施設は、デメリットが大きいかという感じがしています。現在のエコサイクルセンターには、

- 医療系廃棄物の中間処理施設があったのではないですか。
- 事務局 : エコサイクルセンターは、埋立処分場と別に医療廃棄物、県内の医療機関から出てくる感染性、非感染性廃棄物を中間処理する破砕滅菌施設はございます。
- 委員代理 : 仮に中間処理施設をつくらないなら、今受け入れている医療系廃棄物の将来のイメージがありますか。
- 事務局 : 財団の運営にも関わることで、明確に私どもがお答えすることは難しいと思いますが、他にも民間で処理している施設もあります。今の施設が、減価償却の試算上は日高村に移転して 10 年ぐらいの耐用年数になりますので、どこまで使えるかということもあると思います。
- 委員 : 医療系の中間処理施設は私どもも利用させていただいていますが、エコサイクルセンターと中間処理施設はまったく別ですか。
- 事務局 : 同じ公益財団法人エコサイクル高知が運営している施設ですが、最終処分場が区分上は公益事業ということで、利益はあまり考慮に入れない事業ということでして、片や、医療廃棄物処理は収益事業ということで一定の利益も上がって、当然、収入と支出のバランスがございますので、そうした意味での区分はございますが、運営は同じ財団がやっている事業です。
- 委員 : 医療系廃棄物の中間処理はわれわれ業者としても、もう少しいろんな意味でお話しをさせていただきたい。
- 委員 : この委員会の検討項目から外してよろしいですかね。
- 事務局 : あくまでも最終処分のところに主眼を置いていただけたら。
- 委員 : 新たな施設の規模としては、ケース 1、ケース 2、ケース 3 で考えられています。日高村に施設を立地した条件として燃え殻（一般）が入っていますが、新たな施設にもそういった条件は付けるとお考えですか。
- 事務局 : 今の施設については、地元の燃え殻（一般）を入れてあります。34 ページの長期将来予測の考え方のところで行くと、平成 34 年 10 月からの予測のなかでは、燃え殻（一般）は除外したうえで数字をケース 1、ケース 2、ケース 3 とシミュレーションしています。入れないというのが前提です。
- 委員 : 次の候補地選定の条件に入れないと。
- 事務局 : いえ、候補地選定ではなくて規模の選定のなかには、今のところ入れていません。
- 委員 : それによって数字が変わってくることもあると思います。
- 委員 : そうですね、場所の選定が次の段階であって、その時のいろんな条件によって入ってきたりする。
- 委員 : 大まかな計算上は関係ないと。
- 委員 : 今この段階では、そこまでは入っていないと。

委員 : わかりました。

委員 : 医療系廃棄物については、ここから切り離して考えて、一般の産業廃棄物について前処理施設はつけない、中間処理施設はつけないという判断でよろしいでしょうか。ありがとうございます。次に災害廃棄物の発生量に対して、それを受け入れられる場所として、容量を、その分、増やしておくかどうかということです。どれくらい増えるか、高知県で津波があったときに、どれだけ災害廃棄物が発生するかが、ここにあるように最大で 780 万 m³ということで、膨大な量の災害廃棄物が発生しますが、その一部が持ち込まれる想定のもとに、規模を検討しておく必要があるかどうかですね。すべてを受け入れられるわけは、もちろんありませんので、そのなかでも一部受け入れられるようにしておくか、あるいは、今の段階では考慮しなくていいのかということです。案としては、もし受け入れるとしたら、大変大規模な施設になるということで、ここでは施設規模に考慮しないという案になっています。

事務局 : 780 万 m³は、いわゆる L2 ということですが、L1 でいくと 190 万 m³となります。

委員 : 皆さんご存じでしょうが、地震の規模として 2 つ想定されていて L2 は、未曾有の地震が来るということです。両方レベルがあって、どちらで話をするかということですが、通常予想される地震で 190 万 m³です。そうしたときに、もしそれを入れずに計算した場合の 20 年間のトータルの容量は 24 万 m³、次のページに計算がございしますが、それに対して L1 の規模が 190 万 m³です。もちろん、24 万 m³の容量があって、いつどの時期に地震がくるかわかりませんし、そのときに災害廃棄物の想定はしていないということであっても、その時の判断で受け入れる可能性は十分あると思いますが、最初から検討しておく必要があるかというのがここでの議論です。

難しいのは、どれくらい新たな施設で受け入れるかについては、まったく想定されていません。災害廃棄物が発生した時、どこに持っていくかという話までは、もう進んでいるのですかね。どう処分するかというとき、県ではどれくらいの容量の施設をつくっておくべきかという話は進んでいますか。

事務局 : 昨年度から災害廃棄物の処理についても検討委員会を立ち上げて、市町村で処理をする時に、どのようなことに注意してもらえばいいかということで、具体的な検討を進めているところです。基本的に一般廃棄物の処理ですので、今ある市町村の施設で、どれだけの処理が可能か、あるいは一市町村だけで処理できなくなったら、広域的な処理をどうするかと、いろんな角度から検討を進めているところです。併せて、施設そのものの耐震

補強をされている施設が多いですが、機械類、プラントなどがどれだけ揺れに耐えられるかということについても今調査をしております、今後検討していく状況です。

委員 : 一般廃棄物の施設で受け入れるのが災害廃棄物の基本ですが、東北の例では県の産廃処分場にたくさん持って行って処分しています。そういう時に、県の処分場がどれくらいあてにされているかについては、まだそこまで決まっていなかったわけですね。

事務局 : この資料の 780 万 m^3 という数字は、現在の一般廃棄物最終処分場の残余容量を見たとき処理できる容量を、引き算をして、そのうえで足りない量が 780 万 m^3 という数字で計算しています。

委員 : 処理困難なものが 780 万 m^3 ですね。780 万 m^3 とか 190 万 m^3 という数字がありますが、今、検討している最終処分場にいくらリザーブとして用意すればいいかというのは、今はまったく計算もされていないと思っていますが、今の想定で容量を大きくするというのは根拠に欠けるわけです。これについては現段階においては、そういう情報がないとして、災害廃棄物発生量は、施設規模に考慮しないという判断を、ここでしておいて、今後それを求められたときに対応することはできますか。もう少し災害廃棄物処理計画が具体的に進んでいって、そのときに広域計画も全部含めて想定した場合、どうしてもこれだけ処分できないので、県で処分してほしいという話になってくることは、ありますでしょうか。そのためにつくるというのは、ありえないと思うので、前もって用意しておくか、用意せず、そのときにあるものを使ってもらうか、どちらかだと思います。今後、そういう話があるのであれば、今の段階で、そういう情報があれば、それは積極的に検討すればいいと思いますが、今の段階で、そういう災害廃棄物の処理に対する要求がなければ、このままで進まざるを得ないと思いますが、いかがでしょうか。

委員代理 : 南海トラフ地震を想定した数字で 780 万 m^3 とか、L1 で 190 万 m^3 、処分が困難な災害廃棄物ですから、量としては、もっと出ると思います。東日本でも分別が基本になっていますから、出たものをすべて埋める時代ではないので、ある程度分別したあとの処分困難な量で 780 万 m^3 とか 190 万 m^3 という数字が出ていると思います。高知市が県下全体のシェアの約半分ですから、L1 で 190 万 m^3 ということは、ざっくりと 100 万 m^3 ぐらいは高知市から出る話ですから、災害廃棄物は一般廃棄物という位置づけですが、現実的に高知市の処分場はあと 12 万 m^3 しか残余容量がありませんので、それを 100 万出たから受け入れることは困難ですし、南海トラフ地震の話

で処分場を構えるのかは、もうその時点で思考停止になりますので、どう見ても広域で処理するしかないということです。ですから、新たな産廃処分場でも、もしものことを考えてできるだけキャパを持っておくのはいいと思いますが、施設規模として、どれくらいが適切かという話になると、南海トラフ地震の話になると、そこは算定しづらいのではないかと、条件によっても広域で処理をするのが現実的な話だと考えます。

委員：ありがとうございます。それでは災害廃棄物の発生量については、災害廃棄物の発生を考慮することは難しいということで、施設規模に考慮しないという案を採択したいと思います。

次に、施設規模ですが、45～46 ページにケース 1、2、3 の 20 年間埋め立てるとしたときの必要な埋め立て容量を計算しています。これは先ほどの計算に基づくものですが、46 ページのように、一番左端が平成 34 年度から運用した想定で、20 年間ということで、とっています。埋立容量を 24 万 m^3 と仮にセットすると、ケース 1、ケース 2、ケース 3 で年間の埋立量が違うので、埋立期間が何年間もちますというのが、右のほうに数字でそれぞれ書かれているものになります。ケース 3 はゴミの排出量が一番少ないパターンですので 28 年間もつということです。

これはあくまで最大量を 24 万 m^3 と設定したものでして、24 万 m^3 でいいのかどうかということになります。24 万 m^3 の根拠はケース 2 で 20 年間ずっと埋め立て続けると 24 万 m^3 必要だということからきています。こういう考えで検討していますが、これについてご意見はございますか。ケース 2 は産業振興計画による増加量と廃石膏ボードの増加量を両方考慮したケースとなり最大で考えています。先ほどのケース 1、ケース 2、ケース 3 の結果が、こういうところに反映してきますので、そこら辺、ケース 3 のようにリサイクルを重視するというのであれば 20 年間埋め立てるとしたら 17 万 m^3 ぐらいに減ります。この辺もきちんと押さえていかなければと思いますが、いかがでしょうか。

委員：最大で 20 年間としているので、いいと思います。これからいろいろな努力によって延命になる、少なくとも 20 年間はこの計算でいいと思います。

委員：20 年間で計算している 24 万 m^3 ですが、ケース 3 では 28 年間まで使えるということになりますが、そのときに 24 万 m^3 と決めたことが、果たして正しい判断かということですね。なかなか難しいところですが、考え方としては、最大のケースということで、どんどん、一番悪くなくても 20 年間は持ちますということになります。

33 ページに戻りますが「基本ケース」があつて「最大ケース」が若干早

く埋まると、「最小ケース」が非常にゆっくり埋まっていくわけですね。「基本ケース」「最大ケース」はそんなに大きな差はなくても「最小ケース」は非常に大きな差が出てくる。リサイクルをすればかなりもつとなってきます。そうなってくると、埋立終了時期もずれるし、次の規模も、それによって17万、小さな規模で20年間もたせることができるということです。そうなってくると、やはり、廃石膏ボードがどれくらいリサイクルの実現性があるかというところに、大きくかかってきますね。いかがでしょうか。

事務局 : ここでいうケース3は、前段での「最小ケース」とは異なっていて、単純に平成26年、27年の平均で推移していけばこうなるという姿でして「最小ケース」エコサイクルセンターの埋立終了時期で見ていただいたらわかりますように、すごく右側にずれていきますので、それを新たな施設も「最小ケース」でやると、かなり40年ぐらい持ちます。

委員 : 同じ緑色をしても将来の予測の場合は、リサイクルは含まれていないということですね。

事務局 : なかなか実現が難しいという判断をさせていただいています。そこを、今後の新しい施設の規模へ反映させるのは難しいだろうということで、平成26年と27年の平均を進めたというのを、一つの例として代わりに挙げさせていただきました。

委員 : 「最小ケース」の廃石膏ボードのリサイクルを入れなければ「基本ケース」になりますか。

事務局 : 「最小ケース」とケース3の違いと。

委員 : そうです、それがリサイクルだけなのか、これを見ると平成26年、27年という近年の実績の延長で、かつ燃え殻（一般）を除くと書いてありますよね。

事務局 : エコサイクルセンターの埋立実績で、特異的な要因ということで、年によって非常に多くの廃棄物が入ってきた時期がございまして、それは平成23年、24年は鉱さいが1万1,000t入ってきた特異的な要因を除いたのが平成26年、27年の埋立実績ということですので、その平均的なケースが続いた場合で、さらに燃え殻（一般）を除くという条件のもとでケース3になるという設定です。リサイクルをして「最小ケース」でいくと、24万 m^3 になるには約35年と試算しています。

委員 : 長期将来予測のケース1はアンケートベース、アンケートで将来どう出すか、ケース3は単に平成26年、27年の実績データを使って延長している。ケース1とケース3もちよっと違いますね。ケース1、ケース2、ケース3がどれくらいの違いが出てくるか、どれを見たらいいかという、46ページを見るとケース2の埋立終了が一番早い、ケース1、ケース3は

そんなに早くない。そういう時にケース2を使うのは、埋立量が多すぎるのではないのでしょうか。同じ原点から出発すると、ケース1、ケース2、ケース3とありますが、34ページの図は3つともバランスよく伸びていますが46ページを見ると、ケース2の傾きが急ですよ。それを使って計算していることになるのですが、選び方としては極端ではないかと思いますが、どのように解釈されましたか。

事務局 : 34ページの図は参考イメージとして描いていまして、正確な単位を取ったものではありません。こんなふうになりますという大まかなイメージをしていただくものでして、45～46ページは一年ごとの推計の数字を基に足し合わせた数字、この施設規模を計算するうえでの積み上げた数字ですので、若干、角度が違うのはご了承いただきたいと思います。

委員 : 46ページを見たら、廃石膏ボードの増加が大きく利いていますね。本当にこれだけ入ってくるかということですね。ケース1はアンケートで利用者の意見を聞いて予測したもの、かつ、ケース3が実績値ですから、傾向的には近い。廃石膏ボードの入ってくる予測がかなり利いていますね、本当にこうなるかということですね。

委員 : 規模が大きくなるわけですよ。エコサイクルセンターの規模のイメージがわからないのですが。

事務局 : エコサイクルセンターは、約11万1,550 m³です。

委員 : ということは、ほぼ倍ですね。そのイメージができなかったのも、最大ですと倍になる、ケース1だともう少し小さくなるということですね。可能かどうかも含めて考えていかなければと思いました。

委員 : 9ページで石膏ボードの生産量が落ちていますが、それも将来推計しようとしたとき、心配の種ですね。石膏ボードの生産量がずっと落ちている。床面積あたりの石膏ボードの生産量は伸びているので、石膏ボードの利用率は上がっているけど、建物の着工面積が減っている、今後、少子高齢化で建物もだんだんと建たなくなることを考えると、その辺、いかがでしょうか。人口が一番多いのは高知市ですが、建物が今後もどんどん増えて石膏ボードの利用率は上がりますかね。

委員代理 : 間違いなく、昭和40年代とかの建物は当然、耐震の考えも普及してきたら空き家も増えるでしょうし、解体自体は絶対数が増えていくと思います。ただ、リサイクルを基本とすれば廃石膏ボードの量は圧縮できるわけで、そこは議論の分かれ目があるわけですから、できるのか、できないのか、現実的にどうなのかという部分は、直接排出量と施設規模に影響してきますので、合理的に説明できるものは、詰めたほうがいいと思います。

それから、具体的に17万m³から24万m³という幅が出ていますが、施設

規模をここである程度、これを目安にして整備しましょうというものを、この委員会で決めるのかどうかという部分がありますが、一定の幅を持たせたものにすべきではないかと思います。それから今の日高村が 11 万^m²ですから、最大その 2 倍ぐらいのものを、新たな候補地を探すと、あとで排水の話も出ますが、現実的に大きいもので 20 年キャパのあるものを今回も想定外があったわけですから、不測の事態も考慮して一定規模は確保しましょうという、その考え方はわかりますが、それが具体的な候補地として可能性検討につながるのかどうかも含めて、どうなのかなという感じはしています。もう少し幅は見たほうがいいのかという感じがします。

委員： 廃石膏ボードが入ってきたのは、管理型処分場に埋め立てなければいけないという、その過渡期で入ってきたのですね。それが安定してずっと一定で入ってきたとなって、今はそういう過渡期ではなくなっていますが、今後、埋立面積がどうなるかわからない。それから、一般廃棄物としての燃え殻が入ってくるということも今回入ってきたわけですから、それを受け入れてほしいと言われる可能性は十分あります。その分のマージン、幅もあるかもしれないということで、不確定な部分が多いので、一点で決めるより、幅をもって決めたほうがいいのかというお話です。

そうなってくると、最大は 24 万^m²ですね。幅として考えるなら、ケース 1、ケース 3 でもいいですが、ケース 3 は全部カバーする範囲にしておきましょうという案もあると思います。17 万^m²から 24 万^m²と幅をもたせておけば、実際に決めるときに、それだったら 20 年は確実に保証できると。一般廃棄物は、量的にはすごく多いわけではないという話でしたよね。一度そういうパーセントを出したと思います。

事務局： 現在のエコサイクルセンターに入っている一般廃棄物の割合が、そのまま引っ張っていけるかわかりませんので、そこは不確定です。

委員： わかりました。不確定な部分があるにせよ、最大として考えるならば、ケース 2 の 24 万^m²、一番下はケース 3 の 16 万 8,000 ^m²、それぐらいの幅を考えておくということでは、いかがでしょうか。

委員： 最初に最大でいいのではないかと申しましたが、お話を聞いていて耐用年数も引かかりました。一番大きい容量でやると幅がありますので、もし少なくなった場合、延びますといっても、耐用年数がありますので、その辺りは今の幅をもたせるという意見がいいのではないかと私は思います。

委員： 幅をもたせるということで、一つの候補地として増設ができるような場所も一つの案と思います。

委員： 増設を含めて最大 24 万^m²という解釈ですね。

- 委員 : 私も委員が言われた 16 万 8,000 m³ぐらいから 24 万 m³の範囲のなかでというのが、一番収まりどころではないかと思います。
- 委員代理 : よろしいかと思います。
- 委員 : いろんな不確定要素がありますが、3つのケースについては過去のデータに基づいて、将来の推計を含めてある幅を持たせながら、条件に入れながら計算したものであって、これを尊重するならば、16 万 8,000 m³から 23 万 2,000 m³、これぐらいの範囲で場所に合わせたり、そのときのリサイクルの条件に合わせて、リサイクルが非常に進むなら容量を小さくしたらいいわけですね。あくまでリサイクルを中心に考えて、そのときのリサイクルの可能性を考えたうえで、その範囲のなかで、なるべく小さい容量のほうがいいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
- 事務局 : 全体的に幅をもたせてということでお話をいただきました。マスタープランの検討としては、そういう幅をもたせた結論を出していただくということで、お願いしたいと思いますが、私どもの次のステップとして、候補地選定の手法についてあとでご議論いただきますが、候補地選定に入ると、場所によって、どのくらいのもが確保できるかということになりますので、あまり幅がありすぎると候補地選定のやり方についても、幅広になるかなというところが逆にあるという気がしています。私どもとしても、できるだけ絞っていただけたらありがたいというところではあります。いろんなケースを積み上げてやっていますので、どういったところを大事にしてしっかりやってもらいたいというところで、もう少し幅が狭いほうがありがたく思います。
- 委員 : そうなってくると大きな要素はリサイクルですね。リサイクルがどれくらい可能かをとことん突き詰めないと、一番多かった廃石膏ボードをかなり正確に見積もらなければその幅は狭まらないということになりますから、それは努力次第となると思います。もう少し、いろいろリサイクルの想定をして幅を狭めますか。これはこれで、最大をとって、最小、これぐらいの幅になったと示していますから、そういう幅のなかに入ったということは、これは成果だと思います。これをどっちの端にするのかということについては、少し決断するには難しいと、もう少しリサイクルに対する方針と発生量予測に対する正確な情報が欲しいと思います。グラフの下に埋め立て容量の幅と書いてあります。21 万 m³から 24 万 m³、この 21 万 m³はどこから出てきていますか。埋立容量は、この 21 万 m³は単純に 10%減らしたと。
- 事務局 : はっきりと、どのくらい減るかわかりませんので、10%を検討したとすればということで、幅をもたせているということで、計算してみました。

- 委員 : それが増の 20%ぐらいになったと。
- 委員 : こうやって予測を立てて一番困るのは、予測より早く埋まった時だと思いますので、そういう意味では、20年、ケース2でまずはみて、そこに決め込みをして、そこから先、もしリサイクル技術の革新があって、リサイクルが進むとしたならば、それは大いにけっこうなことでしょうし、取りあえず20年と決めていろいろ皆さんでよってたかって努力するというふうなことにされませんか、どうもスタートが切れないような気がします。
- 委員 : 時期については、元の「最大ケース」「基本ケース」「最小ケース」になるのですね。今は「最大ケース」で計算して平成34年に。
- 委員 : 表現が悪かったかもしれませんが、24万 m^3 に設定と、もちろん、例えば20年でいっぱいになるのか、25年もつのか、リサイクルの技術が進めば延命になるでしょうし、それは鋭意努力するとして、容量という部分では24万 m^3 と、取りあえず決めてスタートされたらいかがでしょうね。それで用地選定をして24万 m^3 の施設は建てられませんか、20万 m^3 が精いっぱいですというなら、そこで決まってくるだろうし、一応24万 m^3 の規模のものが建てられる候補地を探していただくと、取りあえず決めたらいかがでしょう。24万 m^3 と、20万 m^3 と、イニシャルコストは大きな違いはないと思いますので。
- 委員 : 過剰なものをつくると、それはそれで、なぜそういうものをつくったのかと言われるわけです。
- 委員 : どうでしょうね、発生量がゼロになることは、まずないでしょうし、いずれは満杯になります。であるならば、大きいことがいいことだとは言いませんが、今の倍ぐらいの規模のものを造っておけば、ある程度、しばらくは安心できる気がします。当初、造るためにかかるコストは、なんとかして調達してくるからこそ、腹を決めて取り組んでいると思いますので、その予算措置ができないとなると、これはまた困りますが、たぶん、そのもろみがあってのお考えだと思います。また小さいものを造って、またすぐに造らなければいけないのは、また大変ですので、できることなら、24万 m^3 を造っていただいたほうが、安心できるのではないかと思います。私は誠に勝手ながら業界的には、現施設には出捐金として8,000万円程度を出しましたが、次は出せるかわかりませんので、そんなことも心配でありません。
- 委員 : おっしゃることもわかりますが、大きいこと、余裕があることに、それに越したことはないですが、僕の場合は逆に、委員がおっしゃるように、本当にリサイクルがどこまでできるのかというところで、鉾さいがどんと入ることが、恐らくないでしょうから、ただ、その分については、その反

省には立って造っていかねばいけない。あくまでも小さなものでやっていって、リサイクルのことも検討してやっていくのがいいのではないかと思います。

委員： 予算的なことがもしできているのであればということもありますが、いろんな要素があって候補地の選定や予算、耐用年数などいろいろあるでしょうけれど、なかなか悩ましい問題だと思います。ただおっしゃったように、決めなければいけないと、10%の容量幅を見ていらっしゃいますが、点々のところまで、それを当てはめると、もう少し規模が小さくなるでしょうが、可能性としては大きいところになるのでしょうかね。リサイクルしてほしいという気持ちもあります。

委員： 余談になりますが、候補地選定だけでも今の施設は建設が始まって4～5年でできていますが、実際に用地の候補地から始めると20年近くかかっているわけですので、その辺の前例があるわけですから、とにかく早く造って仕上げていかねばいけないという問題もあります。この部分の大きい小さいで、それが変わるかという、なかなか変わらないのかもしれない。

委員： 候補地として、例えばここで24万㎡と決めたら、それが合うところを探さなければいけないわけで、それより小さいところは対象外になりますね。ということは、候補対象地が減るということで、候補地選定が非常に難しくなってくるという要素もあるので、逆に可能な容量、例えばケース3においても、過去の平成26年、27年の平均データですから、これを延長して特になんの問題もないわけですよ。ですから、ここらの範囲のなかで合うところを探して、一番小さいところでも十分20年以上もつとしたほうが、候補地選定にとっては非常に楽ではないですか。最初から大きな土地で探すと、かなり候補地が探しにくくなる気がします。

委員： その辺は、おのずと用地が決まれば規模は決まると思います。用地が決まらないうちから規模を決め込まずに、逆に、ある程度将来性のあるぐらいのボリュームで探していただいて、用地が決まればおのずと規模が決まるという気がします。リサイクルの機運をもっと高めることでいうと、規模を大きくしたからリサイクルの機運が低くなるとか、規模が小さければ、リサイクルが進むというものでもないような気がします。それはそれでまた別立てで、リサイクルの方を、もっとこ入れすることはお考えいただいたらと思います。それは切り分けて、一緒にすると、リサイクルの機運が高まらないなら造るのをやめるという話にもならないでしょうし、それはぜひ事務局にお願いしたいです。私はそもそも、税金を創設して、そういう取組のための財源にしてもらいたいと言ったぐらいのものですから、

やっぱりそういうものが発達していってほしい。

委員 : それは大事な話で、ハードとソフトと両方で減らしていかなければいけないので、産業廃棄物税も一つの方向だし、それ以外にも、減らすような事業者に対する働きかけは大事ですね。おっしゃるとおりですね。私としては、ケース3でも十分現在と同じくらいのもが入ってくるので、条件は満たしていると思います。ケース2は、これから増えたときのための安全を見ているケースです。今ある施設がどれくらいで埋まっていくかというのは、前に議論したとおりで、ケース2が一番早く埋まってしまうケースです。安全側を見ると、早く埋まっていくケースで、計画をつくる。ただ、新しい施設については、まだリサイクルの可能性も十分あるので、あまり大きなものにせず、ある程度幅をもたせて、その範囲のなかでより早く対象候補地を見つけるために少しぐらいその範囲のなかで自由に探してもらえんという方がいいかなと。決してケース3が小さいということではないと思います。

委員 : 心配しなくても、用地はそんなにいくつもはないのではないかな。どうしよう、どこにしようというほどの候補地があるとは思えません。たぶん、おのずと決まると思います。

委員 : 例えば24万㎡と決めておいて、その候補地が20万㎡だったときに困るわけですね。それでもいけるけれども、24万㎡に決めてしまっていたがゆえに、それより小さい候補地は対象外となってしまって、そこを決められない、そうすると決める時期が遅れると、逆に時間がどんどんかかるとなるので、あまり大きな施設だと、かえって場所が見つからなくなるのではないかな、それを私は心配しているということです。さらにリサイクルすれば、これがもっと長く使えるという話をさっき聞きましたので、十分対応できるのではないかと思います。

委員代理 : 委員のお考えに基本的には賛成ですが、候補地の話もあります。あとでまた説明があるでしょうが、今の日高村のように降雨のことを考えて、排水のことも考えて被覆型にしようという話ですから、上屋があるわけで、それから排水の問題もありますから、一定の幅をもたせるのは、今でいう17万㎡から24万㎡ですから、7万㎡ぐらいの幅があります。当然、これはイニシャルコストに跳ね返ってくる大きな問題ですので、公共関与ですから、今後の負担のあり方も大きな問題になります。そういう意味ではきちんと説明責任が果たせる規模設定をしておかないと、最大幅でいったんいこうじゃないかというのは、非常にリスクが大きいと思います。

委員 : ある程度決めておいたほうがいいということですか。

委員代理 : リサイクルの可能性を最大限に見て、決められないなら幅を持たせるし

かないかと思えます。

委員 : もう一つの提案として、一つにするというときに、両端の幅にするか、あるいは、その中心か、その周りでとるか、どちらかがありますが、この議論を先に進めるために、24万 m^3 と17万 m^3 の幅のあいだで、その幅にあることは間違いないということで、先に進めてよろしいでしょうか。

4 管理型産業廃棄物最終処分場の施設構成について

事務局 : 説明

委員 : 高知県では市町村の管理型処分場を含めてエコサイクルセンターだけが被覆型でやっていて、各市町村はいくつ管理型処分場があるかわかりませんが、それは全部オープン型ではないかと思えます。その辺との比較、市町村がオープン型で苦労されているのか、そこら辺の比較調査はされていますか。

事務局 : 基本的に市町村が設置する一般廃棄物最終処分場は、管理型という概念はありませんが、管理型品目が入ってきてもいいものだという構造でつくっておられますので、遮水構造があって水処理をしているところです。なかでも産廃の安定型に限定した処分場もございますが、一般的には管理型の構造をしているということとして、一般廃棄物の市町村の最終処分場で屋根が付いているところは四万十町の1カ所と、越知町高吾北の最終処分場で屋根を移動させるタイプですが、3分割して埋め立てが終われば次のところの屋根へかけていく、この2カ所です。

委員 : 今回の被覆型を考えていくうえで、今回の発煙事象は、きちんと問題を解決して、それに対する対策をしっかりと立てることは必要だと思います。そうしないと、ここで発煙が起こっていながら、次の施設に同じものを造るのは、安全性を軽んじていると言われますから、今回のことをきちんと明らかにしたうえで、それに対策がとれるという判断のもとに被覆型というものを決定づけることが必要だと思います。そこがないのに決定することは、私は少なくともできない。今回きちんと問題をクリアにすることが大事だと思います。

委員代理 : 高知市の最終処分場、一般廃棄物最終処分場でだいたい60万 m^3 ぐらいのキャパがあって、今50万 m^3 ぐらい埋まっています。オープン型です。雨水は浸みますが、埋め立てが終わったところはアスファルト舗装して雨水が浸まない工夫もしています。一般廃棄物で昔は分別できていないものも埋め立てていましたから汚水処理には十分配慮して公共用水域に放流して、その測定結果も地元の方に報告しています。この産廃処分場は入っているものからいうと、重金属の心配がありますので、地元のこともありま

すから被覆型でやるというのは一定の合理性があると思います。

ただ、無放流または下水道放流ということで、今回下水道放流の選択肢が増えていますが、下水道も通常時でしたらいけるとと思いますが、いわゆる南海トラフ級の災害となったら、今の下水道ではたぶんもたない、かなり寸断されますので、そういう大きな災害のことを考えると下水はリスクが高いです。高知市の清掃工場も一部、下水道につないでいますが、災害時には下水がたぶん、流せないということで、上水と下水が大きな課題になっているので、単純に災害を抜きにして下水道放流を選択肢に加えていいのかどうかという部分は疑問が残るところです。それでいうと、無放流が一番いいかなという気がします。

委員：公共用水域に放流できないということであって、かつ、下水道が震災時には使えないとなると無放流がいいに越したことはないですが、ずっと無放流を続けるということ。閉じてしまっても、無放流をやり続けるということ。十分頭に入れていただいたうえで、次の無放流ということにして、オープン型か被覆型かという話、どうしましょうか。雨が非常に多いということが、大きなポイントと思うので、浸出水を少なくすることが無放流の場合はエネルギー的にもコスト的にもいいことになりますので、被覆型のほうが受け入れ中はいいことがたくさんあると思います。その後については、どうでしょう、それで県が管理してお金を入れていくというのであれば、これは問題ない、それが一番環境にはいいような気がします。

事務局：委員から今回の発煙についてお話がございましたので、そこは私どもとしてもぜひ原因を確定して再発防止策をとることは、当然必要なことだと思います。そこは精いっぱい努力してまいりたいと思います。それと放流の話ですが、無放流か下水道放流かという選択もございますなかで、屋根付きの処分場は、オープン型と違うのは、雨の影響を受けないということ、処分場から出てくる水の量をコントロールできるということで、もし水を散水しなければ汚水は発生しないということでございます。一時的なトラブル、周囲周辺も含めての場合は、そういうかたちで散水しない選択も、一時的に可能であるということで、そういう意味でも対応できる施設であるかと思います。

委員：水を最初、抜かないといけないのですが、それは蒸発させて抜くのだと思いますが、いったん抜いてしまえば、入らなければずっと水の心配もない、遮水の部分だけしっかり管理すればいいと、基本的にはそういう考え方になるということで、いかがでしょうか。オープン型か被覆型ということで。

委員：一般市民としては安全性として被覆型がいいと思います。

委員 : そうしましたら被覆型の安全性をとるということで、被覆型ということで皆さんの意見を集約できたということにいたします。

5 候補地選定方式について

事務局 : 説明

委員 : ただいまの説明について、いかがでしょうか。案としてはコンサルタントを起用して委員会方式で決めていくということですが、いかがでしょうか。施設とは関係なく、候補地だけの選定ですか。

事務局 : そうです。

委員 : 地形や地層、いろいろな情報が必要だし、推計ですね。雨量とか、膨大な情報を集めて判断しなければいけないという点においては、その技術力のあるコンサルタントを活用する。いろんな知識を持った方に入っていて、委員会方式を採用するというので、よろしいでしょうか。これは、原案どおりとさせていただきます。